



令和5年10月  
第53号

編集・発行  
東久留米市農業委員会  
東久留米市本町3-3-1  
042(470)7743[直]

# 農業委員会だより 2023



## 農業委員会会長あいさつ



日頃より、本市農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る7月20日、任命後初の農業委員会総会におきまして、委員の方々のご推挙により、会長に就任いたしました村野清です。

農業委員は2期目となりますが、今期は会長を拝命し、その重責に身の引き締まる思いです。

この3年間の農業委員会の活動を振り返りますと、特筆すべきものとして特定生産緑地の申請が挙げられます。

特定生産緑地制度は、平成4年以降に指定した、いわゆる「新法」の生産緑地について、生産緑地の指定日から30年が経過する日までに、特定生産緑地として指定することにより、買取り申出の可能期日を10年延期する制度です。特定生産緑地に指定されると、これまでと同様に、農地等の適正管理や行為の制限等が継続し適用されることとなりますが、固定資産税の優遇や相続税の納税猶予等の措置も継続されることとなります。

令和4年度に多数の生産緑地の指定の解除が危惧されていましたが、本市農業委員会では「特定生産緑地制度を知らないという生産緑地所有者を一人も作らない活動」を進め、結果として約9割超の生産緑地が特定生産緑地へ指定されました。

また、今年の4月1日には「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」により、農地法の一部が改正され、農地取得時における「下限面積要件」が撤廃されました。今後は

耕作面積にかかわらず、農地の権利取得が可能となり、経営規模の大小にかかわらず、農地の拡大や農業の新規参入が可能となります。また、平成30年からスタートした都

市農地貸借円滑化法により、生産緑地(相続税納税猶予制度適用農地含む)の貸借ができるようになり、市内でも生産緑地の貸借が行われております。このように、農地の取得・貸借の法改正により農地の減少に歯止めをかけるための環境が整いつつありますので、随時皆様にお知らせしていきたいと考えております。

最後になりますが、本市では、豊かな緑が随所で見られます。しかしながら宅地化は着実に進み農地は減少しています。農家の皆様への法改正の周知だけでなく、コロナ禍で難しかった農と市民が直接交流できる様々なイベントなどを通して市民の皆様へ安心・安全で新鮮な野菜や果樹等を届けることなどに取り組み、興味や関心を持っていただき農業にご理解をいただくことが、都市農業振興、後継者の育成、農地の減少を防ぐのに重要なことだと考えています。

農業委員会は東久留米市の農業振興・発展のため、農家の皆様から意見をお聞きし、その意見を行政や関係機関へ反映させるべく不断の努力を続けてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

東久留米市農業委員会 会長 村野 清

## 都市農地貸借円滑化法 ～現在、市内で5件の農地が貸借されています～ 農地を貸したい・借りたい方は事務局までご連絡をお願いします

平成30年に都市農地貸借円滑化法が施行されたことにより、生産緑地(相続税納税猶予制度適用農地含む)の貸借ができるようになりました。

- ①相続税納税猶予制度適用農地も貸借可能になりました。
  - ②貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になりました。
- ※生産緑地の貸借中に所有者(貸付人)が死亡し、相続人が**生産緑地の返還を受け**買取申出をする場合、所有者が借受人の**年間従事日数の1割以上**の日数を従事していれば「農業の主たる従事者」と認められ、生産緑地の**買取申出が可能**となります。

「市民農園にしたい」、「農地の肥培管理を維持するのが難しい」、「近隣の農業者に農地を貸したい」、「息子が就農して農地を増やしたい」、「収益を上げるため、農地を借りたい」など、農地の貸借に興味がある方は、農業委員会までご連絡をお願いします。

## 東久留米市農業施策に関する意見書を市長に提出しました

令和4年11月25日に東久留米市農業委員会は「東久留米市農業施策に関する意見書」を、富田市長に提出しました。農業経営者クラブより提出された「都市農業の確立に関する要望」の内容を取り入れ、都市農業振興のための各種提案や支援等への適切な対応を求めました。

## 「東京都農作物生産状況調査」のご協力をお願いします!

毎年9月下旬ごろに送付しております「東京都農作物生産状況調査」の返送にご協力をお願いします。生産者の皆様にご記入いただいた調査票が、災害時の補償対策・補助事業などの根拠になり、東久留米市の行政施策に反映される大切な資料にもなりますので、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。令和5年は特に猛暑が続きましたので状況を把握するためにもご協力をお願いします。

## 東久留米市援農ボランティア養成事業 始めました!

市民を援農ボランティアとして養成し、ボランティア活動において農家との交流等を通じて農業への理解を深めるとともに、ボランティアを必要とする農家のみなさんの農業経営が円滑に継続できるよう、農業の支え手を確保する事業です。援農ボランティアを受け入れていただく農家の方を募集しています。詳しくは産業政策課 (☎042-470-7743) まで。

## 台風等で被害にあわれたら

台風や大雪で農産物や農業用施設・機械等に被害が発生した場合、被害の状況を記録せずに応急処置をしてしまうと、公的資金や補助事業などの支援を受けるのに時間がかかることがあります。必ず**被災状況の写真を記録として残し**、産業政策課までご報告下さい。

## 農地の管理は適切に

- ◆肥培管理をしましょう  
適切な農地として保つために作物を栽培し、施肥・水やり・害虫の駆除・除草などを適切に行いましょう。土(埃・泥)が流出・飛散しないよう、土留め等の対策もお願いします。
- ◆野外焼却(野焼き)は原則、禁止です  
法令等で認可された設備を使わない焼却は、禁止されています。例外として「樹木・農作物の病害虫防除など、営農上行わざるを得ない」理由であれば実施できる場合がありますが、例外として行っている場合でも、周辺からの通報・苦情があった際には指導対象となります。やむを得ず実施する場合であっても、枝や落ち葉はよく乾燥させる、最低限の量と最短の時間で行う、天候や風の向き、時間帯を考慮する等、周辺の生活環境に十分配慮して下さい。
- ◆早朝や深夜の作業音にご配慮ください  
特に早朝や深夜に騒音をたてることは、近隣住民のご迷惑になりますので、ご配慮ください。
- ◆生産緑地への看板設置はできません!  
生産緑地地区内に設置できる工作物等は農業経営に必要不可欠な施設のみのため、農業経営に関係無い看板を設置することはできません。このことから、農業経営に関係の無い看板は撤去等を求められることがあります。
- ◆農薬散布はできる限り事前にお知らせしましょう!  
農薬は、農産物などの病気や害虫の防除において有効な手段であり、適切に使用すれば安全ですが、人の健康などに影響を及ぼす恐れがあります。農薬散布の際は、できる限り事前に近隣住民等にお知らせをしましょう。最大限の配慮と細心の注意をお願いします。病害虫の発生や夏枯れなどお困りのことがありましたらお知らせ下さい。

## 農業委員会事務局人事異動

令和5年4月1日現在

- 【新任】 北原 康義 (前・職員課)
- 【退任】 三沢 慶太 (防災防犯課 消防担当)

発行  
東久留米市農業委員会  
東久留米市本町3-3-1  
042-470-7743

農業委員会だより  
編集委員  
松本 正一  
小宮 光夫  
篠宮 努 仁  
吉良 努 仁

忘れずに! 届出  
農地を転用する場合  
市街化区域内の農地を農地以外のものとして利用(転用)する場合、農地法に基づき届出が必要です。  
●農地を相続等で取得した場合  
農地についての権利を取得したことを知った時点から10カ月以内に届出をお願いします。

新規申込 募集中  
〔農業者年金〕  
積立方式(確定拠出型)の公的年金です。貯金をする感覚で、貯蓄の一部を将来の為に積立てる事ができます。保険料は社会保険料控除に該当します。  
〔全国農業新聞〕  
全国農業会議所が発行する、農業経営に役立つ情報が満載の新聞です。  
●毎週金曜日発行(月4回)  
●購読料 700円/月(送料・税込)  
詳しくは農業委員会事務局まで

# 栄えある受賞

東久留米市の農業者の方が東京都農業会議による「農業功労者表彰」「企業的農業経営顕彰」「農業の後継者顕彰」を受賞されました。

令和4年度に受賞された方は次のとおりです。おめでとうございます。



●農業功労者表彰

海老沢 喜美枝氏  
(南沢 支部)



●第62回企業的経営顕彰  
東京都知事賞  
東京都農業会議会長賞

野村 基之氏  
(前沢第二 支部)



●第42回農業後継者顕彰  
東京都知事賞  
東京都農業会議会長賞

小金井 尚史氏  
(前沢第一 支部)

## 東京都 農業祭

令和4年10月28日に東京国際フォーラムで東京都農業祭の品評会が開催されました。都内の生産者の栽培技術・品質向上のため毎年開催され、例年2,000点ほどの農畜産物が出品されます。部門ごとに審査され、今年も市内の生産者の方が金賞などを受賞しました。受賞された方は次のとおりです。おめでとうございます。

金賞  
東京都種苗会理事賞



小金井 尚史氏

優秀賞



キャベツ  
松本 健太氏



ホウレンソウ  
原 喜孝氏

良好賞



ダイコン  
町田 貴彦氏



キャベツ  
村野 喜安氏

## 関東東海 花の展覧会

「第71回関東東海花の展覧会」が令和5年1月27日(金)～1月29日(日)に、池袋サンシャインシティで開催され、花の生産者が育てた切り花や鉢物など約1,400点が品質と商品性を競いました。

東久留米の花き農家も、腕によりをかけた花を出品し、実力が高く評価され、金賞などを受賞しました。受賞された方は次のとおりです。おめでとうございます。



玉川 友則氏

金賞

「プリムラ・ポリアンサ」  
「日本花き卸売市場  
協会長賞」



秋田緑花農園

銀賞

「パンジー」  
「日本花普及センター  
会長賞」



玉川 淑子氏

銅賞

「プリムラ・ポリアンサ」

## 東久留米市学校給食では、市内で採れた新鮮な野菜・果物を提供して下さる農家さんを募集しています

市の安全安心な学校給食運営をご理解いただき、市場に提供するのと同等の品質・鮮度のものを納品していただける農家さんを募集しています。ぜひ学校給食用物資納入業者登録(市役所6階・学務課)のお手続きをお願いします。

ご興味ある方は下記までお問い合わせください。

学務課 保健給食係 ☎042-470-7779

通年使用

キャベツ・小松菜・ほうれん草・人参・大根・長ねぎ・玉ねぎなど

旬の野菜の

とうもろこし・枝豆・さつまいも・梨・ぶどう・ブルーベリーなど

## 令和5年7月20日より 新しい農業委員会がスタートしました



松本 正一  
(幸町)



野瀬 和昭  
(浅間町)



野島 孝宏  
(東本町)



榎本 義彦  
(八幡町)



吉田 勇  
(中央町)



並木 隆  
(神宝町)



小宮 光夫  
(小山)



高橋 圭一  
(中央町)



村野 清  
(南町)



篠宮 仁  
(南沢)



篠宮 泰則  
(南沢)



岸 良晴  
(下里)



吉奥 努  
(金山町)



野崎 武典  
(柳窪)

## 農地取得に係る下限面積要件が撤廃されました

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)」が、令和5年4月1日から施行され、農地法第3条許可要件の1つである下限面積要件(※東京都は50a以上にならないと許可できないとする)がなくなりました。

経営規模の大小にかかわらず、農地の取得や農業への新規参入が容易になります。

ただし、「下限面積要件」は撤廃されますが、農地を取得する際に、必要となる他の要件(下表)は残っていますので、ご注意ください。

農地の売買等をお考えの方は、農業委員会事務局へご連絡ください。

| 要件        | 規定(許可できない場合)                                |
|-----------|---|
| 全部効率利用要件  | 本人又は世帯員等が、権利取得後に利用すべき全ての農地等を効率的に利用して耕作しない場合 |
| 農作業常時従事要件 | 本人又は世帯員等が、権利取得後に必要な農作業に常時従事しない場合            |
| 地域との調和要件  | 周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合      |